○農林水産省告示第千三百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　秋田県大館市雪沢字鯰沢二、四、七、九、一〇、一二、一六から二一まで、二三、二四、二六、二七、三二の一から三二の三まで、三四から三七まで、字鯰沢中岱三から五まで、七、九、九の一、一〇から一二まで、一四、一五、一八から二四まで、二五の一、二五の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字鯰沢二六・二七・三七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び大館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　保安林の所在場所　秋田県北秋田市今泉字根立場一一六の一・一一七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び北秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　秋田県北秋田郡上小阿仁村小沢田字独活平七二、七三の一から七三の三まで、七四の一、七六、七七の二、七八から八一まで、八二の一、八四から八六まで、八八、八九、九一、九六から九八まで、一〇三から一〇五まで、一〇五の一、一〇六から一〇九まで、一一一、一一五、一一六、字小沢田四三、四四、四六、字独活平一一七・字小沢田三六の一・四五・四九の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字独活平一一五・字小沢田四三から四五まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び上小阿仁村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　山形県東田川郡庄内町清川字花崎一六六の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字花崎一六六の四（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び庄内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　山形県最上郡真室川町大字大沢字大向山四三五八の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び真室川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百六十八号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十三年七月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十三年七月二十五日

経済産業大臣　海江田万里

登録番号	氏名
107220	吉井　真亮
206378	大嶽　祐二
409137	伊藤　善人
409139	木村　芳成
409141	岸田　康雄
409143	長尾　雅昭
409145	藤田　良之
409147	今川　雅夫
409149	藤原　啓志

登録番号	氏名
105653	長田　俊秀
203429	諏訪部栄亮
213380	源　良友
409138	七條正太郎
409140	髙山　正
409142	鳥海　正城
409144	塚原真之介
409146	小宮山　伸
409148	門脇　亮太
409150	登山　征一

○経済産業省告示第百六十九号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十三年七月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十三年七月二十五日

経済産業大臣　海江田万里

登録番号	（変更後）	（変更前）
402649	小池　幸子	瀧岡　幸子
406043	加藤　亜紀	近藤　亜紀